

第1回情報公開委員会検討部会議事概要

平成18年4月13日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成18年3月15日(水) 15:00~17:00
2. 場所 大手町サンケイプラザ 3F 301号室
(東京都千代田区大手町1-7-2)
3. 出席者 部会長 棟居 快行 北海道大学大学院法学研究科 教授
委員 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員 浅田 正彦 京都大学大学院法学研究科 教授
委員 市村 元 テレビュー福島 常務取締役
委員 高後 元彦 弁護士
委員 鈴木 秀美 大阪大学大学院高等司法研究科 教授
委員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 特任参事

4. 議題

- (1) 開示請求対応状況について(平成17年10月1日以降)
- (2) 不開示とした情報とその理由について
 - イ 核物質防護情報について
 - ロ 海外製錬に係る報告書等の文書について
 - ハ 会議参加者の氏名について
 - ニ 内線電話番号について
- (3) 情報公開制度の運用等について
 - イ 情報公開・個人情報保護審査会の答申について
 - ロ 開示請求手数料等の郵便振替について
 - ハ 開示実施方法及び開示実施手数料の見直しについて
- (4) その他
開示請求手数料等の過不足について

5. 議事要旨

- (1) 開示請求対応状況について(平成17年10月1日以降)
新法人発足後からの開示請求対応状況について説明。
- (2) 不開示とした情報とその理由について
 - イ 核物質防護情報について
核物質防護上の秘密とすべき情報には3種類(脅威情報・防護情報・施設情報)があり、それらのうち、施設情報については、研究炉等安全規制検討会核物質防護ワーキンググループで説明のあった「プルトニウム、ウラン233及び濃縮度20パーセント以上の高濃縮ウランの粉末等で、持ち出しが容易な核燃料物質の貯蔵庫の位置及びその核物質の総量」に該当することを理由にして不開示にすると説明。
 - ロ 海外製錬に係る報告書等の文書について
方面地区から米国内製錬所へのウラン残土輸送のこれまでの進捗状況、文書の特定(米国製錬関係契約に係る報告、代金の支払に係る回議書等)及び不開示とする部分の理由を説明。これらに対し、部会から主に次のような意見等があり、再検討することになった。

- (イ) 米国内の輸送ルートを特定できる情報について
ウラン残土の米国内輸送で、一時保管場所だけが開示できないのであれば、「地名」に限定して不開示とした方が適切である。不開示とする部分の考え方について整理してはどうか。
 - (ロ) 一時保管場所を不開示とする理由について
米国運輸省の法令を理由に不開示とするならば、該当法令とその内容についてさらに具体的に確認する必要がある。
- (3) 会議参加者の氏名について
事務局から「会議参加者の氏名の取り扱いについては、契約や協定に基づき参加した場合には、法人の代表者の行為として法人等情報として取り扱う」との説明があった。これに対し、部会から「個別の案件について適用する際には、会議の開催状況等を勘案して、実質的な判断を行う必要がある」との意見があった。
- (4) 内線電話番号について
事務局から「原子力機構では、内線番号によって特定個人が識別できることから、情報公開法第5条第1号に該当するとして不開示とする」との説明があった。これに対し、部会から「内線番号は転勤により変更されることもあるので、個人に関する情報というよりも、むしろ、業務遂行上の支障という観点から、情報公開法第5条第4号の事務・事業情報として検討すべきものではないか」との意見があり、再検討することになった。
- (5) その他、議題にあった情報公開制度の運用等については、時間の都合により次回の部会で報告することになった。

以上